

地方独立行政法人法改正に伴う変更について

評価委員会所掌事務の変更

○業務の実績に関する評価 追加事項

項目	内容
見込評価の実施	中期目標期間の5年目に「中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績」についての評価を行う。

○市長に対する意見

- ・市長が中期目標期間終了時の検討を行う際の意見 追加事項
- (法人業務を継続させる必要性等の検討)
- ・法人が作成した業務方法書を市長が認可する際の意見
- ・法人から提出された財務諸表を市長が承認する際の意見
- ・市長が法人の利益処分を承認する際の意見

削除事項

【参考】

1 地方独立行政法人法の改正について

- (1) 改正日：平成29年6月9日
- (2) 施行日：平成30年4月1日（一部を除く）

2 評価委員会条例の改正（予定）について

引用条項の変更（上記法律の条項変更を反映）

※H30.3月議会で議決を経て改正

3 定款の改正（予定）について

- (1) 監事の役割を明記（権限強化）
- (2) 監事の任期変更

※H30.3月議会で議決を経た後、県の認可を受けて改正